保育所藤崎台保育園運営規程

（施設の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人藤崎台童園が設置する藤崎台保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために必要な事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（保育理念及び保育目標）

第２条　当園の基本理念は次のとおりとする。

（１）ひとりひとりの子どもが元気な体と心を育む保育園。

（２）個人の成長と集団としての活動の充実を図る。

（３）保護者と地域で協力しながら、信頼される保育園を目指す。

２　当園の保育目標は次のとおりとする。

（１）自分の気持ちを伝えたり相手の話も聞ける。

（２）保育園での決まりを知り約束が守れる。

（３）興味のあることや経験することを楽しむ。

（４）生命を大切にする気持ち、公共心、探求心などを養う。

（５）食の大切さを知り興味関心をもつ。

（６）異年齢児との関わりを通して生きる力を育む。

（運営の方針）

第３条　当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

２　特定教育・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して特定教育・保育を提供するよう努める。

３　当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市保育幼稚園課、小学校、他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の関係機関との密接な連携に努める。

４　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（名称及び所在地）

第４条　当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　保育所　藤崎台保育園

（２）所在地　熊本市中央区古京町３番５号

（提供する特定教育・保育の内容等）

第５条　当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

２　当園は、特定教育・保育の提供に当たり、利用子どもの健康状態や発達状況、その行動パターン、置かれている生活環境等について常に保護者と連絡をとるとともに、相互の緊密な意思疎通を図るよう努める。

３　当園は、利用子どもの保護者からの相談に応じるとともに、助言その他必要な援助を行うものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第６条　当園が特定教育・保育を提供するに当たり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、職員の配置については、熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１２月２６日条例第１０５号、以下「児童福祉施設最低基準」という。）第３条に定める配置基準を下回らない人数とする。

（１）園長　１人

園長は、特定教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）副園長　１人

副園長は園長を補佐し、園長に事故あるときはその職務を代理する。

（３）主任保育士　１人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

（４）副主任保育士及び主任参事　２人

副主任保育士及び主任参事は、保育計画の立案や利用子どもの保護者からの相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について、主任保育士を補佐する。

（５）保育士　１１人（非正規４人）

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づき、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（６）看護師　１人（非正規１人）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

（７）栄養士・調理員　３人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（８）書記　１人

書記は、当園の事務を行う。

（９）子育て支援員　２人（非正規２人）

子育て支援員は、保育士を助けて、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（特定教育・保育を提供する日）

第７条　当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年１月１日から１月３日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第８条　当園の特定教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

（１）保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

当園が定める次の時間の範囲内で、利用子どもの保護者が必要とする時間とする。

月～土　午前７時 00 分から午後６時 00 分までとする。

但し、当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、開所時間内において延長保育を実施する。

（２）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、利用子どもの保護者が必要とする時間とする。

月～土　午前９時 00 分から午後５時 00 分までとする。

但し、当園が定める保育時間（８時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、開所時間内において延長保育を実施する。

（３）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土　午前７時 00 分から午後７時 00 分までとする。

（利用料その他の費用等）

第９条　利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村へ支払うものとする。

２　当園は、特定教育・保育の実施にかかる実費分として、利用子どもの保護者から別表１に掲げる実費を徴収する。

３　当園は、２号認定の子どもの給食費（副食費）として、利用子どもの保護者から月額５，０００円を徴収する。なお、当該費用の口座引き落としにかかる事務手数料は利用子どもの保護者負担とする。

４　延長保育に係る利用料は３０分当たり２００円とする。

５　下記に記した場合は利用区分に応じた延長利用料金に一律５００円を加算する。

・１９時０１分以降のお迎えになった時

・降園時に登降園システムへのタッチが入力されていない時。

（延長保育の利用がない場合でも降園時間の確認がとれないので、延長利用料金に５００円を加算した額を請求することもある）

６　別表１（第９条第２項関係）

利用者負担額を概算金額表示とする。

（利用定員）

第１０条　利用定員は、次のとおりとする。

クラス	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
２号認定	－	－	－	１０人	１０人	１０人
３号認定	９人	１１人	１０人	－	－	－

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第１１条　当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ特定教育・保育の実施について委託受けたときは、これに応じる。

２　特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ当該利用子どもの保護者に対し、重要事項を記載した書面により説明を行い、その同意を得るものとする。

３　当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

（１）子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

（２）利用子どもの保護者から当園の利用にかかる取消しの申出があったとき。

（３）市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

４　当園は、特定教育・保育の提供の終了に際し、小学校、特定教育・保育施設、その他関係機関との密接な連携に努める。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　当園は、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用子どもの保護者に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

２　特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市及び利用子どもの保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第１３条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

（子どもを平等に取り扱う原則）

第１４条　当園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的な取扱いをしない。

（虐待の防止のための措置）

第１５条　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）職員による利用子どもに対する児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止

（３）虐待の防止、人権の啓発にかかる職員研修の実施

（４）その他人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

２　当園は、特定教育・保育の提供に際して、当園の職員又は利用子どもを現に養育する者による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等の適切な機関に通告する。

（苦情対応）

第１６条　当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付の窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

２　当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。また、当該苦情の内容及びその後の対応、必要な改善策等は記録するものとする。

４　当園は、市から指導及び助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、必要な報告を行う。

（安全対策と事故防止）

第１７条　当園は、安全かつ適切に、質の高い特定教育・保育を提供するため、事故防止・事故対応マニュアル及びアレルギー対応マニュアルを策定し、事故の発生予防及び安全確保のための体制を整備する。

２　事故の発生予防及び安全確保のための職員に対する研修を実施する。

３　万が一事故が発生した場合は、事故発生の状況及び事故に際して採った措置等について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための措置を講じる。

４　事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、市から求めがあった場合には、必要な報告を行う。

（健康管理・衛生管理）

第１８条　当園は、利用子どもに対して、年２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

２　職員の健康診断は年１回以上、調理員の検便は毎月実施する。

３　当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

４　子どもの使用する食器等は、使用後よく洗浄し、十分に消毒、乾燥させるなど、衛生の保持に努める。

（施設・設備）

第１９条　保育園の施設・設備は、採光、換気等子どもの健康に配慮するとともに、危険防止のために十分な処置を講じるものとする。また、利用子どもの使用する居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒するなど衛生管理に努める。

（給食）

第２０条　給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。また、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに利用子どもの身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

３　調理は、やむを得ない場合を除きあらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

（業務の質の評価）

第２１条　当園は、福祉サービス第三者評価基準に従い、その提供する特定教育・保育の質の評価を行う。

２　業務の質の評価については、外部委託による第三者評価を３年に１回受審し、その結果を公表する。また、外部委託しない年度は自己評価を行って業務の改善に努め、特定教育・保育の質の向上を目指す。

（秘密の保持）

第２２条　当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　当園は、小学校、他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の関係機関に対し、利用子どもの情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。但し、特段の理由がある場合もしくは他の法令に規定がある場合はこの限りではない。

（記録の整備）

第２３条　当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）特定教育・保育の提供に当たっての計画　　５年間保存
（２）提供した特定教育・保育にかかる記録　　５年間保存
（３）市への通知に係る記録　　５年間保存
（４）苦情の内容等の記録　　５年間保存
（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　　５年間保存
（６）保育所児童保育要録　　当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

（その他）

第２４条　この規程に定めるもののほか、保育園の運営・管理に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は平成２９年１１月１日から施行する。

附則

改正後のこの規程は令和元年１０月１日から施行する。

附則

改正後のこの規程は令和４年４月１日から施行する。

附則

改正後のこの規程は令和 5 年 10 月１日から施行する。

附則

改正後のこの規程は令和６年 10 月１日から施行する。

附則

改正後のこの規程は令和８年４月１日から施行する。

別表１

利用区分	費用の種類	使途・目的	利用者負担額	徴収時期
3 号認定子ども（0 歳児）	行事参加用品費	お誕生カード（写真代含む）　他	実費（1,200 円程度）	計算確定後
3 号認定子ども（1 歳児）	行事参加費用品費	お誕生カード（写真代含む）観劇・　他	実費（1,600 円程度）	計算確定後
3 号認定子ども（2 歳児）	行事参加費用品費	お誕生カード（写真代含む）観劇・他	実費（1,600 円程度）	計算確定後
2 号認定子ども（3 歳児）	行事参加費用品費	お誕生カード（写真代含む）観劇・英語,体操教室他	実費（15,000 円程度）	計算確定後
2 号認定子ども（4 歳児）	行事参加費用品費	お誕生カード（写真代含む）観劇・英語,体操教室他	実費（15,000 円程度）	計算確定後
2 号認定子ども（5 歳児）	行事参加費,用品、　他	お誕生カード（写真代含む）観劇、活動に関する費用、英語,体操教室卒園アルバム,記念写真他	実費（20,000 円程度）	計算確定後